十四　顧客が受益権を行使する場合にそれぞれの顧客に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額に、当該日における顧客分別金必要額に対する当該顧客に係る個別顧客分別金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客分別金額を超える場合には、当該個別顧客分別金額）とされていること。

十五　顧客が受益権を行使する日における元本換価額が顧客分別金必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

2　前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

第百四十一条の三　金融商品取引業者等は、個別顧客分別金額及び顧客分別金必要額を毎日算定しなければならない。

（個別顧客分別金額等の算定）

第百四十三条の二第一項第一号中「第六号」を「以下この条」に改め、同項第四号ヘ中「（平成八年法律第九十五号）」を削り、同項第五号中「次に掲げる方法によるものであること」を「第百四十一条の二第一項第五号イ(1)から(7)までに掲げる有価証券及び第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相当する範囲内に限る。）の保有並びに同項第五号ロからホまでに掲げる方法によるものであること」に改め、同号イからハまでを削り、同項第九号イ中「場合に」を「場合において」に、「行う場合」を「行うとき。」に改め、同項第十号中「信託財産は、」を「信託財産を」に改め、同条第二項中「前項第十四号」を「第一項第十四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3　第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該通貨関連デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

第百四十五条第一項中「前二条」を「第百四十三条及び前条」に改める。

第百五十三条第一項第三号中「第百十七条第一項第二十九号」を「第百十七条第一項第三十一号」に改める。

第百五十七条第一項第二号イ中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

第百五十八条第一項中「又は代理」を「若しくは代理又は同項第八号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）」に改める。

第百六十二条第一項中「及び第八号に掲げる行為」を「に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）」に改める。

第百六十五条第一項中「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

第百七十四条第一号に次のように加える。

ホ　法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二百十七条中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

第二百三十一条第一項中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二項中「売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）を「有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）に改め、「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）」を加える。

第二百三十五条第一項第六号中「第三十八条第三号」を「第三十八条第四号」に改め、同項第七号中「第三十八条第五号」を「第三十八条第六号」に改め、同項第二十五号及び第二十七号中「第百十七条第一項第二十九号」を「第百十七条第一項第三十一号」に改め、同条第三項中「売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）を「有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）に改め、「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）」を加える。

第二百七十七条第一項第四号中「又は認定投資者保護団体」を「若しくは認定投資者保護団体」に改め、「あっせん」の下に「又は指定紛争解決機関の紛争解決手続」を加える。

第二百八十一条第九号中「第百十七条第一項第二十九号」を「第百十七条第一項第三十一号」に改める。

第二百九十七条第一項第一号中「及び第六十六条」を「、第六十六条及び第六十六条の二十七」に改め、第四章中同条を第三百二十八条とする。

第二百九十六条を第三百二十七条とし、第二百九十五条を第三百二十六条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　信用格付業者

第一節　総則

（定義）

第二百九十五条　この章（第三項第一号及び第三号、第二百九十九条第三十九号、第三百条第一項第九号、第三百六条第一項第十五号、第三百七条第一項第一号、第三百九条第三号、第三百十三条第二項第二号並びに第三百十八条第二号ロ(3)を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法人　法第六十六条の二十七に規定する法人をいう。

二　役員　法第六十六条の二十八第一項第二号に規定する役員をいう。

2　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　格付関係者　法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。

二　格付方針等　法第六十六条の三十六第一項に規定する格付方針等をいう。

三　子法人　法第六十六条の四十五第二項に規定する子法人をいう。

3　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　資産証券化商品　法第二条第一項に規定する有価証券（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号又は第十九号に掲げる証券又は証書に係る権利を表示するものに限る。）及び第二十一号に掲げる有価証券（以下この号において「除外有価証券」という。）を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（除外有価証券に係るもの及び同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。）を含む。第三百七条第三項において同じ。）又は資金の貸付けに係る債権であって、次のイからホまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの（次のへからチまでに掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。）をいう。

イ　次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1)　当該有価証券の発行又は資金の借入れ（当該資金の貸付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を目的として設立され、又は運営される法人（(2)、ハ及び第三百七条第二項第三号において「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）がなされる金銭債権その他の資産（以下この号において「原資産」という。）が存在すること。

(2)　当該特別目的法人が当該有価証券の発行又は当該資金の借入れを行い、かつ、当該特別目的法人が当該有価証券又は当該資金の借入れ（当該有価証券又は当該資金の借換えのために発行される有価証券又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について(1)の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。